平成２６年（フ）第２４５４号
東京都板橋区赤塚３丁目35―１―405
債務者　陶山　孝一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（フ）第３１号
和歌山市市小路70番地の14
債務者　かねひろ鮮魚店こと　寺下廣太郎
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　隼輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０２号
埼玉県春日部市大枝372番地１　アーバン原Ⅱ―102号
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第１０４号
埼玉県春日部市西金野井1921番地１
債務者　永野　綾子（旧姓長）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第１１０号
埼玉県越谷市大沢3224番地15
債務者　小林　公子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第４３号
千葉県市原市辰巳台東２丁目10番地22
債務者　柴田　摩琴
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第８１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区31棟202号
債務者　北本　良治
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第８２号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区31棟202号
債務者　北本グレイスこと　ＫＩＴＡＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＡ　ＧＲＡＣＩＡ　ＢＲＯＱＵＥＺＡ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第３４２号
名古屋市港区正保町３丁目62番地
債務者　辻丸真由美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第５９号
奈良県桜井市大字粟殿407番地の８
債務者　花村きよ子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所
平成２６年（フ）第４５号
高知市追手筋１丁目３番22号　濵田マンション303、住民票上の住所高知県須崎市新町１丁目２番14号
債務者　千頭　健司
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第５１号
高知市南金田14番８号　横田ハイツ307
債務者　竹内　佐智
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第５９号
高知市十津５丁目16番２号　仁井田第三住宅２―203
債務者　岩本　新一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市希望ケ丘町２番15号
債務者　成尾　正道
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目９番50号
債務者　樋渡　有紀
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市南郡元町26番３号
債務者　堀切　正路
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目６番６―1103号
債務者　藤﨑　　智
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係